

「禁煙宣言」

社団法人長野県歯科医師会

喫煙は喫煙者本人だけではなく、周囲の非喫煙者等の健康にとっても悪影響を与えることが明らかであり、生活環境の面からも好ましくない。

喫煙は、呼吸器系疾患のみならず、虚血性心疾患や脳血管障害等を惹き起こし、口腔領域においては直接影響を及ぼし歯周疾患・口腔がん・歯や歯肉の着色・口臭などの疾患は多様であり、特に中高年の歯牙喪失の大きな要因にもなっている。

歯科医師として口腔を守ることが使命であり、喫煙対策が重要な課題である。喫煙は「病気の原因の中で、予防できる最大かつ単一のもの」(WHO)と言われており、禁煙対策を推進することが県民の健康維持に繋がるものと思われる。

平成15年5月1日に施行された健康増進法には、受動喫煙対防止措置が規定されており、また、平成17年2月27日に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、世界的な規模でのたばこ対策の必要性が訴えられている。

社団法人長野県歯科医師会では、県民の健康増進のために、禁煙の推進に向けて積極的に活動することを約束し、ここに禁煙宣言を行うものである。

1. 私たち歯科医師は、タバコと健康に関する正しい知識の普及に努めます。
2. 私たちの歯科医療関内では、禁煙とし患者の受動喫煙を防止します。
3. 私たちの開催する会議・学会・研修会等は、会場を禁煙とします。
4. 私たち歯科医師は禁煙を希望する人に、禁煙支援ができるように積極的に協力します。特に妊産婦、未成年者の喫煙防止を積極的に推進します。
5. 私たちは禁煙を推進するために、国や地方公共団体・関係各方面と連携をとってまいります。

平成17年8月1日 宣言文